

「国家神道」はどこに立ち現れるのか

——戦後日本の政教分離訴訟とその社会的背景——

上越教育大学 塚田穂高

村上重良が『国家神道』（1970 年）において初めてまとまって記述し、島藺進が『国家神道と日本人』（2010 年）において批判的に継承し展開させた「国家神道」論に対しては、主にその戦前社会についての歴史的記述の正確性と、そのような歴史的事実を「国家神道」の語で把握することの妥当性をめぐって種々の議論が取り交わされてきたと総括することができるだろう。

他方で、その戦後については村上も島藺も何らかのかたちで存続していると主張している。だが、われわれの多くは「国家神道」というタームを平生は使わないし、意識することもあまりない。戦後日本社会において、「国家神道」はどこに、どのようなかたちで立ち現れ、影響を及ぼすというのか。これが本報告の基本的問題関心である。

こうした問題に迫る上で、戦後日本の政教分離訴訟の数々は、有効なフィールドである。なぜなら、それらのケースの多くでは、当該の現象や施設、行為や状態が「宗教」的と言えるのか、国家と「宗教」の関わり方として妥当であるのかについて、常に「国家神道」という語が用いられつつ、戦前のそのあり方を参照して議論が交わされるためである。この点については、法学の観点からの平野武『政教分離裁判と国家神道』（1995 年）が重要な成果だが、宗教社会学の領域からの研究蓄積はほとんどない。

よって本報告では、戦後日本の政教分離訴訟の展開において「国家神道」がどのように表出されてきたかを明らかにすることを研究課題とする。具体的には、津地鎮祭訴訟、山口自衛官合祀拒否訴訟、箕面忠魂碑訴訟、愛媛玉串料訴訟、北海道砂川市有地上神社訴訟といった最高裁まで争われた主要ケースを軸に、政教分離訴訟のなかの「国家神道」の語用法と意味内容を整理し、それと各ケースの社会的背景ならびに「国家神道」論との対応関係を考察する。

分析の結果、まずは津地鎮祭訴訟の高裁判決（1971 年）において、村上の「国家神道」論が採用され、神社神道と習俗的行事について「政教分離原則＝国家神道の払拭」という基本枠組が構築・提出されたことが判明した。山口自衛官合祀拒否訴訟では「国事殉難」者と護国神社合祀という問題系、箕面忠魂碑訴訟では戦没者慰霊・顕彰と忠魂碑の宗教性という問題系において、同様の枠組が議論されている。そして、それらが靖国国家護持法案や首相公式参拝などの同時代的問題や議論と密接に連結されていく過程が明らかになる。この政教分離訴訟における「国家神道」の現れが一つの頂点を迎えたのが、愛媛玉串料訴訟の最高裁違憲判断（1997 年）であり、その判決の社会的影響力を考慮しても、政教分離訴訟という場において「国家神道」が繰り返し構築・再生産されていったことが明らかになった。ただし、同じ違憲判断でも北海道砂川市有地上神社訴訟の最高裁判決（2010 年）の場合では、「国家神道」をめぐる問題とならなかったことを考えると、戦後 70 年における社会変動や意識の変化がこの領域にあることも同時にわかる。

政教分離訴訟は「国家神道」が現出する場の一つであるが、このような作業を、たとえば皇室関連行事、諸宗教運動、教育現場、メディア空間などのトピックごとに考究し重ね合わせていくことが、戦後日本社会における「国家神道」をめぐる議論に厚みを加えていくことにつながると考える。